

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由																				
<p>本則 (グローバル教育院) 第5条の2 (略) 2 グローバル教育院に、グローバル教育院長を置く。 (新設)</p> <p>3 (略) (学内施設)</p> <p>第6条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="163 722 577 1198"> <thead> <tr> <th>学内施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>図書館</td></tr> <tr><td>先端産学連携研究推進センター</td></tr> <tr><td>保健管理センター</td></tr> <tr><td>総合情報メディアセンター</td></tr> <tr><td>学術研究支援総合センター</td></tr> <tr><td>科学博物館</td></tr> <tr><td>環境安全管理センター</td></tr> <tr><td>放射線研究室</td></tr> <tr><td>未来価値創造研究教育特区</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。 3 前項の規定により置かれる組織及び施設は、別表に掲げるものとする。</p>	学内施設名	図書館	先端産学連携研究推進センター	保健管理センター	総合情報メディアセンター	学術研究支援総合センター	科学博物館	環境安全管理センター	放射線研究室	未来価値創造研究教育特区	<p>本則 (グローバル教育院) 第5条の2 (略) 2 グローバル教育院に、グローバル教育院長を置く。 <u>3 前項の長は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が任命する。</u> 4 (略) (学内施設)</p> <p>第6条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1059 722 1473 1198"> <thead> <tr> <th>学内施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>図書館</td></tr> <tr><td>先端産学連携研究推進センター</td></tr> <tr><td>保健管理センター</td></tr> <tr><td>総合情報メディアセンター</td></tr> <tr><td>学術研究支援総合センター</td></tr> <tr><td>科学博物館</td></tr> <tr><td>環境安全管理センター</td></tr> <tr><td>放射線研究室</td></tr> <tr><td>未来価値創造研究教育特区</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。 3 前項の規定により置かれる組織及び施設は、別表に掲げるものとする。</p>	学内施設名	図書館	先端産学連携研究推進センター	保健管理センター	総合情報メディアセンター	学術研究支援総合センター	科学博物館	環境安全管理センター	放射線研究室	未来価値創造研究教育特区	<p>大学業務執行の見直しに伴う改正</p>
学内施設名																						
図書館																						
先端産学連携研究推進センター																						
保健管理センター																						
総合情報メディアセンター																						
学術研究支援総合センター																						
科学博物館																						
環境安全管理センター																						
放射線研究室																						
未来価値創造研究教育特区																						
学内施設名																						
図書館																						
先端産学連携研究推進センター																						
保健管理センター																						
総合情報メディアセンター																						
学術研究支援総合センター																						
科学博物館																						
環境安全管理センター																						
放射線研究室																						
未来価値創造研究教育特区																						

<p>(学内施設の長)</p> <p>第7条 前条第1項及び第3項に規定する学内施設にそれぞれ長を置く。</p> <p>2 前項の長は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が任命する。</p> <p>(新設)</p> <p>(全学計画評価委員会)</p> <p><u>第21条 役員会</u>の下に、本学における諸活動に係る計画立案及び評価を一元的に実施するため、全学計画評価委員会(以下「<u>委員会</u>」<u>という。</u>)を置く。</p> <p>2 <u>委員会</u>について必要な事項は、別に定める。</p> <p>別表(第6条第2項及び第3項関係)</p> <table border="1" data-bbox="163 948 665 1086"> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> <tr> <td>卓越リーダー養成機構</td> </tr> <tr> <td>スマートコアファシリティ推進機構</td> </tr> </table>	組織及び施設の名称	卓越リーダー養成機構	スマートコアファシリティ推進機構	<p>(学内施設の長)</p> <p>第7条 前条第1項及び第3項に規定する学内施設にそれぞれ長を置く。</p> <p>2 前項の長は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が任命する。</p> <p><u>(大学経営戦略会議)</u></p> <p><u>第21条 役員会</u>の下に、<u>本学の総合的な基本方針を策定するため、大学経営戦略会議を置く。</u></p> <p><u>2 大学経営戦略会議について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(全学計画評価委員会)</p> <p><u>第21条の2 役員会及び大学経営戦略会議</u>の下に、本学における諸活動に係る計画立案及び評価を一元的に実施するため、全学計画評価委員会を置く。</p> <p>2 <u>全学計画評価委員会</u>について必要な事項は、別に定める。</p> <p>別表(第6条第2項及び第3項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1059 948 1561 1086"> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> <tr> <td>卓越リーダー養成機構</td> </tr> <tr> <td>スマートコアファシリティ推進機構</td> </tr> </table>	組織及び施設の名称	卓越リーダー養成機構	スマートコアファシリティ推進機構	
組織及び施設の名称								
卓越リーダー養成機構								
スマートコアファシリティ推進機構								
組織及び施設の名称								
卓越リーダー養成機構								
スマートコアファシリティ推進機構								

附 則 (令和4年1月27日経教規則第10号)
この規則は、令和4年1月27日から施行する。